

平成31年第1回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議 案 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度三豊市一般会計補正予算(第7号))	1
議 案 第 2 号	平成30年度三豊市一般会計補正予算(第8号)	14
議 案 第 3 号	平成30年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	15
議 案 第 4 号	平成30年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)	16
議 案 第 5 号	平成30年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	17
議 案 第 6 号	平成30年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	18
議 案 第 7 号	平成30年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	19
議 案 第 8 号	平成30年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	20
議 案 第 9 号	平成30年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)	21
議案第10号	平成30年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	22
議案第11号	平成30年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)	23
議案第12号	平成31年度三豊市一般会計予算	24
議案第13号	平成31年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	25
議案第14号	平成31年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	26
議案第15号	平成31年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	27
議案第16号	平成31年度三豊市介護保険事業特別会計予算	28
議案第17号	平成31年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	29
議案第18号	平成31年度三豊市集落排水事業特別会計予算	30
議案第19号	平成31年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	31

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第20号	平成31年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	32
議案第21号	平成31年度三豊市病院事業会計予算	33
議案第22号	三豊市行政不服審査関係手数料条例の制定について	34
議案第23号	三豊市父母ヶ浜海水浴場施設管理基金条例の制定について	39
議案第24号	三豊市就学前教育・保育検討委員会設置条例の制定について	41
議案第25号	三豊市森林経営管理基金条例の制定について	45
議案第26号	組織機構改革に伴う関係条例の整備について	47
議案第27号	三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	50
議案第28号	三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の一部改正について	52
議案第29号	三豊市自動車駐車場条例の一部改正について	54
議案第30号	三豊市企業立地促進条例の一部改正について	56
議案第31号	三豊市産地形成促進施設条例の一部改正について	58
議案第32号	三豊市父母ヶ浜海水浴場施設条例の一部改正について	60
議案第33号	三豊市国民健康保険税条例の一部改正について	62
議案第34号	三豊市指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の一部改正について	64
議案第35号	三豊市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	67
議案第36号	三豊市地域子育て支援センター条例の一部改正について	69
議案第37号	三豊市都市公園条例の一部改正について	71
議案第38号	三豊市市営住宅入居者選考委員会条例の一部改正について	73

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第39号	三豊市豊中町地域づくり推進基金条例の廃止について	75
議案第40号	三豊市仁尾町ふる里創生基金条例の廃止について	77
議案第41号	三豊市仁尾町観光振興事業基金条例の廃止について	79
議案第42号	三豊市山本町地域振興基金条例の廃止について	81
議案第43号	工事請負契約の締結について	83
議案第44号	指定管理者の指定について(三豊市詫間町松崎コミュニティセンター)	84
議案第45号	指定管理者の指定について(三豊市詫間町箱浦ビジターハウス)	85
議案第46号	市道の路線廃止及び路線認定について	86

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度三豊市一般会計補正予算（第 7 号））

平成 30 年度三豊市一般会計補正予算（第 7 号）を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

専決処分書

平成３０年度三豊市一般会計補正予算（第７号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成３１年２月５日

三豊市長 山下 昭史

平成30年度三豊市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,530,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月5日専決

三豊市長 山下 昭史

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位 : 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 寄附金		141,538	21,996	163,534
	1 寄附金	141,538	21,996	163,534
18 繰入金		2,637,756	8,869	2,646,625
	2 基金繰入金	2,637,756	8,869	2,646,625
歳 入 合 計		34,499,949	30,865	34,530,814

(歳 出)		(単位 : 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		5,425,111	30,865	5,455,976
	1 総務管理費	4,837,960	30,865	4,868,825
歳 出 合 計		34,499,949	30,865	34,530,814

歳入歳出補正予算（第7号）事項別明細書

1. 総括

（歳入）

款	補正前の額
17 寄附金	1 4 1, 5 3 8
18 繰入金	2, 6 3 7, 7 5 6
歳入合計	3 4, 4 9 9, 9 4 9

（単位：千円）

補正額	計
2 1, 9 9 6	1 6 3, 5 3 4
8, 8 6 9	2, 6 4 6, 6 2 5
3 0, 8 6 5	3 4, 5 3 0, 8 1 4

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	5,425,111	30,865	5,455,976
歳 出 合 計	34,499,949	30,865	34,530,814

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	21,996	8,869
0	0	21,996	8,869

2. 歳入

(款) 17 寄附金

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
	項				
		目			
17 寄附金			141,538	21,996	163,534
	1 寄附金		141,538	21,996	163,534
		2 総務費寄附金	120,001	21,996	141,997

(款) 18 繰入金

18	繰入金		2,637,756	8,869	2,646,625
	2	基金繰入金	2,637,756	8,869	2,646,625
	1	財政調整基金繰入金	1,679,775	8,869	1,688,644

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 寄附金	21,996	企画費寄附金 21,996 ふるさと三豊応援寄附金 21,996

1 財政調整基 金繰入金	8,869	財政調整基金繰入金 8,869
-----------------	-------	-----------------

3. 歳出

(款) 2 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	5,425,111	30,865	5,455,976	0	0	21,996
1 総務管理費	4,837,960	30,865	4,868,825	0	0	21,996
6 企画費	1,254,868	30,865	1,285,733	0	0	21,996

(単位：千円)

一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
8,869			
8,869			
8,869	8 報償費	5,758	報償金 ふるさと三豊応援寄附謝礼 5,758
	13 委託料	3,111	業務委託料 事業委託費 3,111
	25 積立金	21,996	積立金 ふるさと三豊応援基金 21,996

議案第 2 号

平成 3 0 年度三豊市一般会計補正予算（第 8 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 3 号

平成 3 0 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 号

平成 3 0 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 5 号

平成 3 0 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 号

平成 3 0 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 7 号

平成 3 0 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 号

平成 3 0 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 9 号

平成 3 0 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 10 号

平成 30 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 号

平成 3 0 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 12 号

平成 31 年度三豊市一般会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 31 年度三豊市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 13 号

平成 31 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 31 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 14 号

平成 31 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 31 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 15 号

平成 31 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 31 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 16 号

平成 31 年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 31 年度三豊市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 17 号

平成 31 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 31 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 18 号

平成 31 年度三豊市集落排水事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 31 年度三豊市集落排水事業特別会計
予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 19 号

平成 31 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 31 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 20 号

平成 31 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 31 年度三豊市港湾整備事業特別会計
予算を別冊のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 2 1 号

平成 3 1 年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第 2 4 条第 2 項の規定により、平成 3 1 年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 22 号

三豊市行政不服審査関係手数料条例の制定について

三豊市行政不服審査関係手数料条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市行政不服審査関係手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料のうち行政不服審査に関するものについては、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の額)

第2条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、別表第1に定める額とする。

2 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付についての申請の際又は当該申請に係る書類等の交付の際、これを徴収する。

(手数料の減免)

第4条 審理員（法第9条第3項に規定する場合にあつては、審査庁とする。第3項において同じ。）は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として、第2条第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 三豊市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として、第2条第2項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、当該各項に規定する交付（次条において「交付」という。）を求める際に、併せ

て当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は審査会に提出しなければならない。

- 4 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

（送付による交付）

第5条 交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して当該交付に係る書面等の送付を求めることができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に受理する申請に係る手数料の徴収について適用する。

別表第1（第2条関係）

交付の方法	手数料の額		備考
1 対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき 10円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき 50円	
2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき 10円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき 50円	
3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法	1の項又は2の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複		

」という。)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は対象電磁的記録を出力したものの交付	写され、又は出力される用紙1枚につき10円	
---	------------------------------	--

(注) この表において「対象書面等」とは、法第38条第1項に規定する書面又は書類をいい、「対象電磁的記録」とは、同項に規定する電磁的記録をいう。

別表第2 (第2条関係)

交付の方法	手数料の額		備考
1 対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき50円	
2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円	両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
	カラー	用紙1枚につき50円	
3 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象主張書面等を複写したもの又は対象電磁的記録を出力したものの	1の項又は2の項に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円		

交付		
----	--	--

(注) この表において「対象主張書面等」とは、法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 8 条第 1 項に規定する主張書面又は資料をいい、「対象電磁的記録」とは、同項に規定する電磁的記録をいう。

議案第 23 号

三豊市父母ヶ浜海水浴場施設管理基金条例の制定について

三豊市父母ヶ浜海水浴場施設管理基金条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市父母ヶ浜海水浴場施設管理基金条例

(設置)

第1条 三豊市父母ヶ浜海水浴場施設の整備及び維持管理並びに父母ヶ浜の環境保全を図るため、三豊市父母ヶ浜海水浴場施設管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 24 号

三豊市就学前教育・保育検討委員会設置条例の制定について

三豊市就学前教育・保育検討委員会設置条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市就学前教育・保育検討委員会設置条例

(設置)

第1条 三豊市における就学前教育及び保育のあり方等について調査研究するため、三豊市就学前教育・保育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 就学前教育及び保育に関する計画を策定すること。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保育所長の代表
- (3) 幼稚園長の代表
- (4) 小学校長の代表
- (5) 私立保育施設運営者の代表
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (7) 保育所の保護者の代表
- (8) 幼稚園の保護者の代表
- (9) 主任児童委員の代表
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務を完了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開する。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により議事を非公開とすることができる。
- 5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 検討委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- (最初の検討委員会の招集)
- 2 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- (三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例の廃止)
- 3 三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例（平成22年三豊市条例第5号）は、廃止する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会委員の項の次に次のように加える。

就学前教育・保育検討委員会委員	日額 8, 0 0 0
-----------------	-------------

別表保育所運営計画策定委員会委員の項を削る。

議案第 25 号

三豊市森林経営管理基金条例の制定について

三豊市森林経営管理基金条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市森林経営管理基金条例

(設置)

第1条 林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の促進に必要な財源を確保するため、三豊市森林経営管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 26 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備について

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市総合計画審議会条例の一部改正)

第1条 三豊市総合計画審議会条例（平成18年三豊市条例第278号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策部田園都市推進課」を「政策部地域戦略課」に改める。

(三豊市事務事業外部評価委員会設置条例の一部改正)

第2条 三豊市事務事業外部評価委員会設置条例（平成21年三豊市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策部田園都市推進課」を「政策部地域戦略課」に改める。

(三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例の一部改正)

第3条 三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例（平成27年三豊市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策部田園都市推進課」を「政策部地域戦略課」に改める。

(三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会設置条例の一部改正)

第4条 三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会設置条例（平成19年三豊市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「政策部田園都市推進課」を「市民環境部人権課」に改める。

(三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例の一部改正)

第5条 三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例（平成27年三豊市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策部産業観光課」を「政策部産業政策課」に改める。

(三豊市都市計画審議会条例の一部改正)

第6条 三豊市都市計画審議会条例（平成18年三豊市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設経済部土木管理課」を「建設経済部都市整備課」に改める。

(三豊市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正)

第7条 三豊市空家等の適正な管理に関する条例（平成29年三豊市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第10項中「建設経済部建築課」を「建設経済部建築住宅課」に改める。

（三豊市市営住宅入居者選考委員会条例の一部改正）

第8条 三豊市市営住宅入居者選考委員会条例（平成19年三豊市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設経済部住宅課」を「建設経済部建築住宅課」に改める。

（三豊市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

第9条 三豊市スポーツ推進審議会条例（平成23年三豊市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会事務局生涯学習課」を「教育委員会事務局スポーツ振興課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 27 号

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年三豊市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 28 号

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の一部改正について

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市臨時的任用職員等の給与等に関する条例（平成25年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「33万円」を「40万円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 29 号

三豊市自動車駐車場条例の一部改正について

三豊市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

三豊市自動車駐車場条例（平成18年三豊市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「三豊市三野町下高瀬1978番地1」を「三豊市三野町下高瀬2012番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 3 0 号

三豊市企業立地促進条例の一部改正について

三豊市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市企業立地促進条例の一部を改正する条例

三豊市企業立地促進条例（平成23年三豊市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「又は試験研究施設」を「、試験研究施設、宿泊施設又は観光施設」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業（いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）の用に供する施設並びにこれに附帯する施設をいう。
- (8) 観光施設 市民及び観光旅行者の利用に供される施設のうち、規則で定めるものをいう。

第4条第1項中「一の指定企業に対する」を「同項の指定を受けた一の製造業施設等につき」に、「1億円」を「2億円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受理された第3条第2項の申請に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

三豊市産地形成促進施設条例の一部改正について

三豊市産地形成促進施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市産地形成促進施設条例の一部を改正する条例

三豊市産地形成促進施設条例（平成18年三豊市条例第157号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3 たからだの里「物産館」の表食堂コーナーの項中「83, 810」を「93, 400」に、同表喫茶コーナーの項中「62, 860」を「71, 200」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

三豊市父母ヶ浜海水浴場施設条例の一部改正について

三豊市父母ヶ浜海水浴場施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市父母ヶ浜海水浴場施設条例の一部を改正する条例

三豊市父母ヶ浜海水浴場施設条例（平成18年三豊市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「三豊市仁尾町仁尾乙203番地3、乙2490番地1」を「三豊市仁尾町仁尾乙203番地3、乙203番地17、乙273番地1、乙273番地3、乙274番地1、乙274番地8、乙2490番地1、乙2686番地1」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

利用料金

（単位：円）

施設名	区分		金額
貸室（1室）	平日	14時まで	2,900
		14時以降	1,500
	土・日・祝日・毎年8月13日～8月15日	14時まで	3,900
		14時以降	1,500
シャワー	1回		500
駐車場	自家用車（1台）		1日1回 500
	バス（中型1台）		1日1回 1,000
	バス（大型1台）		1日1回 2,500

備考

- 1 土・日・祝日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日进行。
- 2 駐車場の金額は、1日の入場1回ごとの金額である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 33 号

三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 4 号

三豊市指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の一部改正について

三豊市指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例（平成24年三豊市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第78条の4第1項及び第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、法第78条の2の2第1項に規定する共生型地域密着型サービスに関する基準、法第115条の14第1項及び第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（次条においてこれらの基準を「指定地域密着型サービス等事業の基準」という。）その他法第78条の2第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第2項第1号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条を削る。

第3条第1項中「経過措置についても」の次に「、規則で定めるものを除き」を加え、同条を第2条とする。

第4条中「指定地域密着型サービス等事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）」を「法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス等事業者」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「当該地域密着型サービス等の」を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「29人」を「29人以下」に改め、同条第2項を削り、同条を

第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定地域密着型サービス等事業者の指定の条件)

第8条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則

(平成11年厚生省令第36号)第131条の10の2に規定する者とする。

2 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則第

140条の27の2に規定する者とする。

第9条中「指定地域密着型サービス等事業の基準等に関し」を「この条例の施行について」に改める。

別表第1中「、第3条」を削り、同表指定地域密着型サービス等の事業の項中「指定地域密着型サービス等の事業」を「事業の区分」に改め、同表1の項中「規定する指定地域密着型サービスの事業」の次に「(共生型地域密着型サービスの事業を含む。)」を加える。

別表第2中「第3条」を「第2条」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 35 号

三豊市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

三豊市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年三豊市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」を「保証人及び利率」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 36 号

三豊市地域子育て支援センター条例の一部改正について

三豊市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例

三豊市地域子育て支援センター条例（平成27年三豊市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三豊市高瀬地域子育て支援センターの項中「三豊市高瀬町上高瀬2024番地2」を「三豊市高瀬町上高瀬751番地24」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 37 号

三豊市都市公園条例の一部改正について

三豊市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市都市公園条例の一部を改正する条例

三豊市都市公園条例（平成18年三豊市条例第193号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中央児童公園の項を削り、同表西野近隣公園の項中「三豊市詫間町詫間字松本」を「三豊市詫間町詫間字松本6812番地1外」に改め、同表塩生児童公園の項中「三豊市詫間町詫間字塩生ケ原」を「三豊市詫間町詫間字塩生ケ原6860番地」に改め、同表たくまポートメモリアルパークの項中「三豊市詫間町詫間字宮ノ下」を「三豊市詫間町詫間字宮ノ下1338番地137」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 38 号

三豊市市営住宅入居者選考委員会条例の一部改正について

三豊市市営住宅入居者選考委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市市営住宅入居者選考委員会条例の一部を改正する条例

三豊市市営住宅入居者選考委員会条例（平成19年三豊市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三豊市市営住宅等入居者選考委員会条例

第1条中「第11条第2項」の次に「及び三豊市定住促進住宅設置及び管理条例（平成28年三豊市条例第31号）第8条の規定」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表市営住宅入居者選考委員会委員の項中「市営住宅入居者選考委員」を「市営住宅等入居者選考委員」に改める。

議案第 39 号

三豊市豊中町地域づくり推進基金条例の廃止について

三豊市豊中町地域づくり推進基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市豊中町地域づくり推進基金条例を廃止する条例

三豊市豊中町地域づくり推進基金条例（平成18年三豊市条例第92号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 4 0 号

三豊市仁尾町ふる里創生基金条例の廃止について

三豊市仁尾町ふる里創生基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市仁尾町ふる里創生基金条例を廃止する条例

三豊市仁尾町ふる里創生基金条例（平成18年三豊市条例第93号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

三豊市仁尾町観光振興事業基金条例の廃止について

三豊市仁尾町観光振興事業基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市仁尾町観光振興事業基金条例を廃止する条例

三豊市仁尾町観光振興事業基金条例（平成18年三豊市条例第99号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 4 2 号

三豊市山本町地域振興基金条例の廃止について

三豊市山本町地域振興基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市山本町地域振興基金条例を廃止する条例

三豊市山本町地域振興基金条例（平成18年三豊市条例第85号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 4 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成 3 0 年度 三豊市立山本地区新設統合幼稚園（仮称）建築工事
- 2 工事の場所 三豊市山本町大野地内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 5 2 9 , 2 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 香川県三豊市仁尾町仁尾辛 1 5 番地 1
株式会社菅組
代表取締役社長 菅 徹夫

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 4 号

指定管理者の指定について（三豊市詫間町松崎コミュニティセンター）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市詫間町松崎コミュニティセンター
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町松崎 7 1 7 番地 1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 3
- (2) 名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間
- (3) 代表者 理事長 本田 進

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 5 号

指定管理者の指定について（三豊市詫間町箱浦ビジターハウス）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市詫間町箱浦ビジターハウス
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町箱 8 5 9 番地 2 9

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 3
- (2) 名 称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間
- (3) 代表者 理事長 本田 進

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 4 6 号

市道の路線廃止及び路線認定について

市の区域内の全ての市道の路線を廃止し、及び別冊三豊市市道認定路線一覧表のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

三豊市長 山下 昭史